

昭和四年

三
二
一
四
七
十
三

- 五號國道路線中山形縣下の經過地一部變更の件内務省告示第五五號を以て告示せらる。
- 荷車の輪帶幅の制限に關し、内務省發土第一〇一號を以て土木、警保局長より廳府縣長官宛通牒せらる。
- 八號國道路線中山梨縣下の經過地の一部變更の件内務省告示第三四五號を以て告示せらる。
- 二號國道路線中廣島縣廣島市内の經過地の一部變更の件内務省告示第三四九號を以て告示せらる。

昭和四年路政小史

道路改良會編輯部

一月

二月

- 一日 ○評議員比田孝一氏脳溢血にて逝去さる。
- 三十一日 ○鐵道省に於て、内務鐵道兩省協議會を開催し、自動車專用道路の主管に付協議す。

- 六日 ○地方長官一部異動す。

- 一日 ○本會幹事會視廳交通課長藤岡長敏君は歐米へ出張を命ぜられ本日横濱出帆天洋丸にて約一ヶ月の旅程に上つた。

十八日 ○ 地方道路技術官海外派遣員として本會々長の推選し

たる東京府土木部技術課長藤田周造君歐米各國へ出

張の件發令さる。

一萬六千二百七十五圓

右に依り道路改良費豫算は左の如くなる。

道路改良助成費六百五十萬圓（昭和三年度豫算額三百五十萬圓）

三十八日 ○ 緊急理事會を丸の内日本俱樂部に開催。目下貴族院

に於て問題となつてゐる鐵道敷設法案に關聯して、

道路と鐵道との關係を考慮してゐない點あるを以て

之に對し内田副會長が鐵道敷設法案の委員たるの關係上同氏を煩して本會の意見を提出することに決定

十
七
日

○ 法律第六十一號を以て軌道法中改正の件公布さる。

二十日

○ 昭和四年度會員總會に附議すべき事項決定の爲丸の内日本俱樂部に於て理事會開催。

四
月

三
月

十四日 ○ 内務省告示第五十五號を以て國道五號路線中山形縣

内經過地の一部變更の件告示さる。

十五日 ○ 本會昭和四年度新事業と豫算編成の爲午後五時より

丸の内日本俱樂部に幹事會開催。

二十日 ○ 地方道路技術官海外派遣員として本會々長の推選し

たる兵庫縣土木部長田邊良忠君北米合衆國へ出張の件發令さる。

二十七日 ○ 昭和四年度歲入出總豫算並昭和四年度各特別會計歲

入出豫算を裁可公布さる。

昭和四年度歲入出豫算總額各十七億五千二百八十

十
九
日

○ 八號國道東京府下八王子市追分町及淺川町淺川停車場間の改築工事竣功式舉行に付内務大臣代理として

清水書記官臨席す。

○十八號國道鳥取縣下日野橋竣工式舉行に付内務大臣

代理として新居事務官臨席す。

内閣總理大臣
海軍大臣

濱口 雄幸
字垣一成

陸軍大臣
鐵道大臣

財部
幣原喜重郎

○第十回本會定時會員總會及評議員總會を丸の内日本俱樂部に開催。

外務大臣
文部大臣

江木 翼
小橋 一太

二十二日 ○九號國道東京府、埼玉縣に跨る戸田橋起工式舉行に付内務大臣代理として清水書記官臨席す。

司法大臣
大藏大臣

波邊千冬
井上準之助

十一日 ○勅令第百五十一號を以て各省官制通則中第一條「遞信及鐵道」を「遞信、鐵道及拓務」に改め公布の日より之を施行さる。右は所謂拓務省の設置なり。

商工大臣
内務大臣

孫一
安達謙藏

○内務省發土第六九號を以て「產業道路改良費國庫補助に關する件」(各府縣割當配分額記入)土木本局長より各府縣知事宛依命通牒さる。

農林大臣
拓務大臣

町田忠治
松田源治

二十五日 ○内務省發土第六九號を以て「產業道路改良費國庫補助に關する件」(各府縣割當配分額記入)土木本局長より各府縣知事宛依命通牒さる。

遞信大臣
内務大臣

小泉又次郎
伊藤孫一

七月
一 日 ○自動車專用道路の主管に付行政制度審議會幹事會に於て其の主管省を「内務省」と爲すことに決定。

二 日 ○田中内閣總辭職を爲し濱口内閣成立す。

一 日 ○自動車專用道路の主管に付行政制度審議會幹事會に於て其の主管省を「内務省」と爲すことに決定。

二 日 ○田中内閣總辭職を爲し濱口内閣成立す。

一 日 ○自動車專用道路の主管に付行政制度審議會幹事會に於て其の主管省を「内務省」と爲すことに決定。

二 日 ○田中内閣總辭職を爲し濱口内閣成立す。

十六日 ○本會幹事内務技師岩澤忠恭氏歐米視察の爲神戸出帆
誠訪丸で渡歐した。

二十九日 ○土木課長異動す。中原藤一郎君徳島縣へ、長谷川勝伍君岩手縣へ、西義一君群馬縣へ、大石巖君石川縣

八月

五日 ○本日より二日間民政黨内閣成立後初めての地方長官

會議開催。

九日 ○土木部課長異動す。田邊良忠君神奈川縣へ、三輪周藏君兵庫縣へ、宮島三郎君愛知縣へ。(以上部長)

田中三郎君岡山縣へ、齋藤英夫君三重縣へ。

二十日 ○内務省發土第七八號を以て昭和四年度に於ける產業

道路費國庫補助の件は實行豫算編成の爲支出し能はざるに至りたる旨土木局長より各府縣知事宛依命通牒さる。

二十四日 ○土木課長異動す。七肥憲二郎君大分縣へ、河合清若高知縣へ、櫻井哲三君滋賀縣へ、横山喬君香川縣へ、

片桐兼次郎君秋田縣へ、山田一君宮崎縣へ、後藤季

總君熊本縣へ。

○大分縣土木課長中隈伊勢吉君依願免本官。

○秋田縣土木課長仲本利夫君依願免本官
(同日道路技
師に任せら
れ愛知縣道路
課長となる)

○徳島縣土木課長年光十一君依願免本官(同日土木技
師に任せら
れ新潟縣勤務
を命ぜらる)

○奈良縣土木課長吉田登君依願免本官。

○荒木榮二君奈良縣土木課長を命ぜらる。

九日 ○關谷新造君山口縣土木課長に任命さる。

○梅井照藏君青森縣土木課長に任命さる。

九日 ○東森藏君廣島縣土木課長に任命さる。

○京都府土木部長村山喜一郎君依願免本官。

十一日 ○内務省神社局長を初め地方長官一部異動す。

十三日 ○本會新舊常務理事送迎の爲丸の内日本俱樂部に理事

會を開催。會長より三邊常務理事を紹介、清水道路

課長を幹事に囑託。

二十日 ○本會調査委員會を開催し、陸上交通に關する重要事項を諮詢する爲の交通會議を内閣直屬として設置されることの建議案可決。

二十六日 ○右建議案を、内閣總理大臣、内務大臣、鐵道大臣宛提出す。

二十七日 ○和歌山縣土木課長森四郎君依頼免本官。

○平川保一君和歌山縣土木課長に任命さる。

二十八日 ○中川理事は産業合理化聯盟のメンバーとして渡支

らるに付又内田副會長は貴族院議員代表として渡支せらるゝに付丸の内日本俱樂部に送別會を開催。

三。十日 ○村瀬吉雄君神奈川縣土木部河港課長に任命さる。

十一月

一 日 ○本會理事中川正左氏は横濱解纏の商船アリゾナ丸に

て渡米。

○土木部課長異動す。調所武光君京都府へ(部長)、中川幸太郎君長崎縣へ、淺見洋君福島縣へ、新井九郎君鹿兒島縣へ。

十一日 ○上田柳一君兵庫縣土木部道路課長に任命さる。

二十三日 ○滋賀縣下二號國道横田橋竣工式舉行に付内務大臣代理として武井事務官臨席す。

二十九日 ○本日より十一月七日迄萬國工業會議を東京に開催、

參加國二十七、海外よりの列席者六百有餘、日本に

四日

七日

八日

十一月

十一月

○本會及港灣協會土木學會合同主催にかかる萬國工業會議參列者招待會を正午より芝區田町淺野氏別邸に開催した。

○荷車の輪帶幅の制限に關し内務省發土第一〇一號を以て土木、警保局長より廳府縣長官宛通牒さる。

○地方長官一部異動す。

○帝國憲法第七條及第四十一條に依り本年十二月二十三日を以て帝國議會を東京に召集さるべき旨の詔書ありたり。

○埼玉、群馬兩縣下に跨る利根川に架する昭和橋竣工式舉行に付安達内相臨席す。

二十日 ○内務省告示第三四五號を以て國道八號路線中山梨縣内經過地の一部變更の件告示さる。

二十五日 ○内務省告示第三四九號を以て國道二號路線中廣島縣内經過地の一部變更の件告示さる。

二十九日 ○小橋文部大臣依頼免本官となり、田中隆三氏文部大臣となる。

於ける國際會議として空前の盛況を呈した。

十二月

二日 ○内務、鐵道省令を以て軌道法施行規則中改正の件公布さる。

三日

○内務、鐵道省令を以て、大正十二年十二月二十九日
軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に関する内
務鐵道省令中改正の件公布さる。

三日

○勅令第三百三十七號を以て昭和四年法律第六十一號
軌道法中改正法律は昭和四年十二月五日より施行す
る旨公布さる。

◇ × ━━━━ × × ◇

◇ × ━━━━ × × ◇

十三日 ○山形縣府縣道天童寒河江線中、村山橋竣功式行に舉
付内務大臣代理として新居事務官、本會々長代理と
して都筑幹事臨席す。

二十三日 ○内田副會長、中川理事監視に付歓迎の爲丸の内日本
俱樂部に於て理事會開催。

二十七日 ○内務省土秘第四號を以て、自動車専用道路開設の認
付 廟府縣長官宛内務次官より依命通牒する。